

平成28年度第1回

逗子市個人情報保護運営審議会

平成28年6月7日（火）

逗子市総務部情報公開課

平成28年度第1回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 平成28年6月7日（火）

午前9時30分～

場 所 逗子市役所5階 第8会議室

議 題

1. 逗子市個人情報保護運営審議会議事録について
2. 諮問第10号 逗子市緑の基本計画改訂業務における高解像度航空写真に係る個人情報の目的外利用及び本人通知の省略について
【緑政課】
3. 諮問第9号 捜査関係事項照会書に係る個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について 【社会福祉課】
4. 平成27年度個人情報保護制度の運用状況について（報告）
5. その他

出 席 委 員（5名）

会 長	立 川 丈 夫
副 会 長	安 達 和 志
委 員	篠 崎 百 合 子
委 員	森 田 明
委 員	海 原 弘 之

欠 席 委 員（0名）

説明のために出席した職員

緑 課	政	課 長	米 山 裕 昭
緑 主	政	課 事	宗 像 希

福祉部次長 福祉課長 福祉課長 福祉課長	浅羽 弥栄子
福祉部次長 福祉課長 福祉課長 福祉課長	栗原 達也

事務局等出席者

逗子市長	平井 竜一
総務部長	福井 昌雄
総務部次長 総務課長	廣川 忠幸
情報公開課長	矢島 小百合
情報公開課長	内田 典久
情報公開課 非常勤事務員	尾崎 美香

会議の公開・非公開の別 一部非公開

傍聴者 なし

配付資料

- ・第1回逗子市個人情報保護運営審議会次第
- ・逗子市個人情報保護運営審議会委員名簿
- ・平成27年度第5回逗子市個人情報保護運営審議会議事録
- ・【資料1】諮問第10号 逗子市緑の基本計画改訂業務における高解像度航空写真に係る個人情報の目的外利用及び本人通知の省略について【緑政課】
- ・【資料2】諮問第9号 捜査関係事項照会書に係る個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について【社会福祉課】
- ・【資料3】平成27年度個人情報保護制度の運用状況

午前 9時30分開会

【委嘱状の交付】

【市長挨拶】

——市長退席——

○矢島情報公開課長 それでは第13期が始まりましたので、改めて職員の紹介をさせていただきます。

総務部長の福井でございます。

○福井総務部長 福井です。よろしくお願いいたします。

○矢島情報公開課長 総務部次長の廣川でございます。

○廣川総務部次長職員課長事務取扱 廣川です。どうぞよろしくお願いいたします。

○矢島情報公開課長 情報公開課長の矢島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それから情報公開課の担当職員を紹介させていただきます。情報公開係長の内田です。

○内田情報公開係長 内田と申します。よろしくお願いいたします。

○矢島情報公開課長 審議会の庶務を担当します非常勤の尾崎です。

○尾崎情報公開課非常勤事務嘱託員 尾崎と申します。よろしくお願いいたします。

○矢島情報公開課長 引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

申しわけございませんが、部長、次長は所用がございまして、これで退席させていただきます。

○福井総務部長 すみません。失礼いたします。よろしくお願いいたします。

——総務部部長・次長退席——

○矢島情報公開課長 それでは、全員ご出席ですので、第1回個人情報保護運営

審議会を開催させていただきます。

会長が決定するまで、私が仮の議長を務めさせていただきたいと思いますがよろしいですか。それでは、会長が決定するまで議事を進めさせていただきます。こちらの席から着席で失礼させていただきます。

それでは、まずお手元の配付資料の確認をさせていただきます。

(配付資料の確認)

○矢島情報公開課長 それでは、本日は任期満了後初めての会議で、新たな委員さんもいらっしゃいますので、委員の皆様からも自己紹介をお願いいたしたいと思います。恐れ入りますが、着席のまま立川委員から順にお願いいたします。

○立川委員 逗子開成学園の立川でございます。また2年間お世話になると思いますが、全力を尽くしてやりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○安達委員 神奈川大学の安達と申します。5期となっていますけれども、私、正確には4プラス1カ月ほどになります。しかし、2番目に古いということになりました。もうそろそろかなと思っています。もう1期よろしくお願いいたします。

○篠崎委員 弁護士の篠崎と申します。まだ新人と思っていたら3期目になっていました。本日はよろしくお願いいたします。

○森田委員 弁護士の森田です。よろしくお願いします。こちらの審議会は今年からということなのですが、いろいろと逗子市と縁がありまして、情報公開審査委員個人情報保護委員というのも10年ぐらいたったんでしょうかね。篠崎先生と大分重なっておりました。今回、またこちらの審議会ということとなりますが、よろしくお願いします。安達先生とは神奈川大学法科大学院でも一緒に仕事をしておりまして、いろいろ縁がある方も多いので、よろしくお願いいたします。

○海原委員 海原と申します。よろしくお願いします。公募市民でございます。見識ある先生方のご意見、ご判断される中において、一平凡な市民としての感覚を先生方にお伝えできればいいかなと思っています。よろしくお願いいたします。

○矢島情報公開課長 ありがとうございました。

それでは、個人情報保護運営審議会規則第2条に基づきまして、正副会長の互選を議題とさせていただきます。規則第2条第1項の規定により、委員の互選により定めることになっております。どなたかご推薦、自薦他薦を問いませんので、よろしくお願いいたします。

○篠崎委員 立川先生にお願いしたいと思います。

○矢島情報公開課長 立川委員を会長にということでご推薦の声がございますが、皆様よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢島情報公開課長 それでは、立川委員が会長に決まりました。よろしくお願いいたします。

会長が決まりましたので、この後の議事運営につきましては、会長にお願いいたします。会長、席の移動をお願いいたします。

暫時休憩とさせていただきます。

午前 9時45分 休憩

午前 9時46分 再開

○立川会長 ただいま皆さんからご承認いただきました立川です。それでこの2年間、最後のご奉公ということになると思いますが、会長を務めさせていただきますと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、引き続き副会長の選任についてお諮りしたいと思うんですが、どなたかいらっしゃいましょうか。私のほうから推薦してよろしいですか。では、安達先生にお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○立川会長 ありがとうございます。それでは安達先生、お願いいたします。

それでは、一言。

○安達副会長 会長に事故のないように祈っております。よろしくお願いいたします。

○立川会長 それでは、議題に入ります。本日は全員出席でございますので、この審議会は成立といたします。

それでは最初に議題の1、逗子市個人情報保護運営審議会の議事録について、これは事務局のほうから説明ございますか。

○矢島情報公開課長 先日、校正依頼しました平成27年度第5回議事録ができ上

がりましたので、ご確認をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○立川会長 お手元に配付されていますが、これは既に皆様方に校正をお願いして、済んでいるということでございますので、もしご自分の訂正したところに誤り等あれば、ご指摘をお願いしたいと思います。ちょっとごらんください。よろしいでしょうか。ちょっと時間がなかったので恐縮ですが。

それでは、これで議事録は確定をいたしました。あとは事務局でお願いをいたします。

○矢島情報公開課長 ありがとうございます。

○立川会長 それでは、議題の2番目にいきます。

諮問第10号が先になるわけですね。では、先に諮問第10号を行います。逗子市緑の基本計画改訂業務における高解像度航空写真に係る個人情報の目的外利用及び本人通知の省略について、これを先に行います。

○矢島情報公開課長 すみません、緑政課の職員が参りますので、しばらくお待ちください。

——緑政課入室——

○立川会長 よろしいですか。それでは、簡単に自己紹介いただいて、その後、ご説明をお願いいたします。

○米山緑政課長 お忙しいところお時間いただきましてありがとうございます。緑政課の米山と申します。

そして緑政課の宗像が同席をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、座ってご説明をさせていただきます。事前に資料のほうを配付をさせていただいているかと思いますが、今回、逗子市緑の基本計画改訂業務におきまして、課税課で所有する高解像度航空写真を利用するのに当たりまして、逗子市個人情報保護条例第10条第1項第4号に基づきまして、個人情報の目的外利用及び同条第2項ただし書の規定に基づきまして、本人通知の省略につきましてご審議いただきたく、諮問をさせていただくものです。それでは、別添の資料に基づきまして、事業の名称、諮問の内容等をご説明をさせていただきます。

別添の資料でございますけれども、担当所管名としましては、私どもの環境都市部緑政課。事業の名称としましては、逗子市緑の基本計画改訂業務。諮問の概要といたしましては、平成18年3月に改定をいたしました現行の緑の基本計画、こちらは平成27年度をもって計画年度が終了したということから、新たに計画の改定が必要となります。その中で緑被率、緑で覆われている土地の把握を行うために、固定資産税もしくは都市計画税を賦課することを目的としまして作成をしました解像度が0.1メートル程度の高解像度航空写真を現行計画の評価資料として利用すること、及び利用に当たりまして、本人通知を省略することについて諮問させていただくものです。

事務の目的及び根拠法令につきましては、目的は逗子市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置を総合的・計画的に実施するための計画、こちらが緑の基本計画になるんですけれども、こちらの見直し改定です。根拠法令としましては、都市緑地法です。第4条になります。

対象となる個人の類型・対象者数ということで、航空写真に撮影されている緑被地ほかの所有者と、それから第10条の関係といたしまして、目的外利用する個人情報の内容ということで、航空写真に撮影されている緑被地ほかの個人の資産情報等。利用先としましては、私どもの緑政課です。利用の理由といたしましては、緑の基本計画の改定に当たりまして、緑被地の把握をしまして、緑被率を算出するためでございます。本人通知につきましては省略ということで、理由といたしましては航空写真の性質上、市全域が対象となりますことから、通知を要する対象者が大量でありまして、個別に通知することが現実的ではないということとなっております。

図面等も配付をさせていただいているかと思いますが、今、ご紹介ありましたけれども、カラーではこういうのが完成品という形になるかとは思いますが。ということで、以上でございます。

すみません、1点、まだ今策定はしていないんですけれども、この仕様書（案）の1ページの一番下です。若干、ちょっと訂正をさせていただきたく、今の別添資料とちょっと齟齬が生じてしまっている部分があります。解像度なんですね。0.1メートル程度ということでやらせていただければというところなんですけど、今、仕様のほうは0.2メートルという形になってございますので、

こちらのほうは0.1メートルという形で訂正のほうをお願いをしたいと思います。

以上でございます。それでは、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○立川会長 わかりました。もともと固定資産税、都市計画税のための写真を使いたいと、こういうわけですが、これは各個人の家ごと、敷地ごとにチェックしていくのですか。

○米山緑政課長 はい。まず流れとしましては、全体の写真をもう撮ってあるものを活用するんですけれども、その中でこういった形ですね。近赤外画像ということになっておりまして、緑の部分というのが、これはかなり拡大していますけれども、こういう形で載っているもの、こういったところの中で、50平米以上を超えるものというものを拾っていくというような作業になるかと思っています。

○立川会長 では1軒ずつ拾っていくのですか。

○米山緑政課長 そうですね。50平米以上あるものについては。

○立川会長 ではそのところが個人情報にひっかかってくるということになるわけですね。

○米山緑政課長 そうですね。

○立川会長 わかりました。

それでは、ご質問をお受けしますが、どなたかございますか。どうぞ。

○海原委員 使用する原データがこちらの資料ですと、28年1月で、多分今逗子市ってどんどん開発進んでいるので、今もう6月ですね。多分作成するときはもっと進んでいると思うんですけれども、その辺の錯誤というか、過誤はどのように考えられるんですか。

○米山緑政課長 いつの時点を現在とするかということかなとは思いますが、なかなか策定に当たって、本来ならば今回この業務のために飛行機なり飛ばして写真を撮れば、一番直近のデータが撮れるかとは思いますが、その辺は予算の状況等もございますので、今ある資料というものを利用させていただくということになります。

この撮った後以降に、大きな開発等がもしございまして、明らかにその辺の緑地というものが失われているというところは、これは別途調査をさせていた

だくようになるかと思います。

○海原委員 今もう既に、逗子市に申請が上がっているとかありますけれども、要するに申請が上がっている部分は、シミュレーションで反映はするということですか。

○米山緑政課長 そうですね。最後に本来の写真を利用するということで、まずは一旦できると思いますけれども、それ以後、まだ一応、緑の基本計画では今年と来年でつくっていくということになります。この業務については今年中に完成をさせようとは思っていますけれども、その間で基準を超えるような緑地というのがもしなくなっているということであれば、そこは把握をするということは可能ですので、そこは反映させていこうとは思っています。

○立川会長 よろしいですか。これ何年ごとに改定されるんですか。

○米山緑政課長 一応本来ならば10年程度で改定をしていきたいということではありますけれども、もう前回の策定からは、既に10年以上経過をしましてしております。ですので、今回、総合計画が新たに策定をされていますので、そことの今度兼ね合いというか、大体8年ペースでその計画のほうは見直しというか、総合計画は24年間なんですけれども、その中の個別の計画が8年というのはある程度ペースになるかなとは思っていますので、その辺を目指していきたいということでもあります。

○立川会長 では8年ごとの緑の推移を追うということになるわけですね。

○米山緑政課長 はい。現段階では見ていければと思いますが、それは予算の関係と、それから8年後の緑の現状、今の現状というのを捉まえて改定していくかどうかというのは、また判断していくことになるかと思います。

○立川会長 わかりました。

目的自体は非常に結構なことで、個人情報を守られればそれで実行していただきたいと思うのですが、同じ市の中にある情報を別の課が使うということなので、個人情報が外へ漏れるとか、そういうことは懸念しないでも大丈夫ですね。

○米山緑政課長 はい。もちろんみんな法律に基づいているというか、我々の事務の中でやっていくべきものですし、もちろんこれをやるのに当たっては、委託をしているわけですが、その中で仕様書の中では個人情報等を漏らす

ことのないようにというようなふうに、当然契約はいつ何どきであってもそういう形になっておりますので、そういったところは心配ないと思います。

○安達副会長 平成18年の3月に改定以降、既にされているというわけですがけれども、そのときはこの航空写真の利用はしたんでしょうか。

○米山緑政課長 そうですね。航空写真から同じように、今こちらに緑の基本計画がございますけれども、こちらも同じように航空写真から導き出しているというものになっております。

○安達副会長 同じようにされた。同じように固定資産税のための航空写真を目的外利用されたんですか。

○米山緑政課長 はい。ここは航空写真のデータを利用しているんですけども、ちょっと今不明なのが、固定資産税のものを利用しているか、もしくはもう一つ、当時は都市計画のほうで航空写真を撮っていたということもやっていました。今は撮っていないですけども。ですので、ちょっとこの利用したデータがちょっとどちらのデータだったかというのが、ちょっと今、調べたんですけどもはっきりしないという状況です。申しわけございません。

○安達副会長 もし、固定資産税、都市計画税のための航空写真を利用した場合には、この審議会に諮問して承認を得ているわけですね、過去に。平成18年のときに。そういう記録はあるんですか、ないんですか。

○米山緑政課長 記録はないんです。

○安達副会長 ということは、それは利用していない可能性が高いということでしょうか。

○米山緑政課長 すみません、ここはちょっと調べがつかなかったもので、はっきりとしたことが申し上げられないということです。

○立川会長 個人情報、これと同じ状況だったら、当然審議会にかけていないとおかしいということですね。前回だからそういうところは記録にないので。

○安達副会長 記録にないということははっきりしていることですね。

○矢島情報公開課長 こちらのほうでもお調べしたのですが、諮問にかけている状況は見当たらないです。当時の画像のほうがどのぐらい鮮明で個人情報として捉えていたのかというところもちょうとはっきりしない部分はあるのですけども。今、利用するに当たって、平成24年度のデータの諮問、答申もござい

ましたので、相談を受けまして目的外利用ということで当審議会のほうに諮問をし、慎重に対応してくださいということで、今回諮問をかけさせていただきました。

○安達副会長 あともう1点よろしいですか。

高解像度航空写真の解像度が0.1メートル程度というものの、これはもともと所管課で持っているこのデータ自体が解像度0.1メートル程度ということなんでしょうか。

○米山緑政課長 そうですね。課税課のほうの状況を確認したところ、0.1メートル程度というもののデータも持っていますし、それから0.2メートル程度、0.3メートル程度、それから0.4メートル程度ということで、複数、情報としては持っているということです。

○安達副会長 複数持っている中で利用したいのは、0.1メートル程度のものということですか。

○米山緑政課長 できる限り、細かい部分を見たいというところがございまして、最も一番画像がきれいな0.1というものを利用したいということです。1.0だと何だかわからなくなってしまうという。

回しましょうか。

(資料回覧)

○海原委員 緑被率というのは、個人の家の緑被と公共の緑被とあわせて緑被というふうに判断するんですか。

○米山緑政課長 そのとおりでございます。幾つか細分化されていまして、右上の植栽地ということで、これも結局、今50平米ということになりますので、例えばちょこっとあるものというのはカウントされませんが、これの基準に基づいて、基準以上のものについては公有地、それから民有地にかかわらず、これはピックアップをしていくということになります。

○篠崎委員 個人情報というのは見られないという。

○海原委員 見えてしまっていますね。例えば車があったりとか。どこにソーラーがついているかというのはわかってしまうし、車も横にあればわかるし、商売の種にしようと思えば幾らでもできますから。

○安達副会長 0.1メートルが一番解像度が高いんですか。

○米山緑政課長　そうですね。

○安達副会長　そこまで必要かどうかという点はいかがでしょうか。

○米山緑政課長　そうですね、できる限り、所管としましてはメインでぼんとはかる部分であればいいんですけれども、端だったりだとか、そういったところもある程度見きわめたいというところがございますので、結構、これは議会でも緑被率何パーセントなのかというのがシビアに言われていまして、今、現段階ではわかりませんという答えしか今できないという状況でして、この十数年前にやったものの調査では58.3という数字が出ておりますけれども、これが今どこまで下がっているのかということが、もし下がっていたらどうなっているのかということ把握することになるという部分がありますので、できる限り所管としては拾っていききたいというところで、いかに細かいかということをお願いをさせていただくものです。

○海原委員　米軍エリアは当然撮影されていないんですね。

○米山緑政課長　米軍エリアも撮影はしています。

○海原委員　許可してくれたんですか、米軍が。

○米山緑政課長　すみません、ちょっと確認を。

○海原委員　多分0.2だと米軍は許可しないかなと思うのですが。

○矢島情報公開課長　今ちょっと確認をとって。

○立川会長　池子なんかも撮れているわけですね。

○米山緑政課長　もちろん航空写真、全域を撮っておりますので、恐らく前回も米軍エリアを含めて撮っておりますので、これは恐らく何らかの形で問題なく撮っているものと、データとしてもあるということで承知しております。今、ちょっと確認とっています。

○安達副会長　2012年、平成24年の答申では条件つきで、解像度については少し余り高いものにしないで30センチというふうにしましたよね。

○立川会長　ええ。

○安達副会長　そういう配慮が必要ないかということがちょっと気になる場所です。

○立川会長　あの場合は個別の土地所有者に対する情報だったので、そういう配慮があったのですが、今回は全部を広く、総体的に使うということで、個人ご

とに使うということはないわけですから、ちょっと前回とは違うのではないかと
は思うんですけども。

○安達副会長 ただ個人の資産情報が含まれているという点で。

○立川会長 そうです。

○安達副会長 そこまで緑被率を計算するのに必要かどうかということですが
れども。ちょっとそれが気になるんですけども。

○米山緑政課長 米軍のほうは許可を得て撮影をしているということでございま
す。

○立川会長 そうですか。わかりました。

○海原委員 個人としては、米軍含めて写すということで、緑被率の50何パーセ
ントに入っているわけですね。

○米山緑政課長 そうですね。一応、都市計画の区域というのが市域全体、行政
区域ということになりますので、そこは米軍のそういったエリアも入っていま
す。

○立川会長 逗子の緑がこれで増えれば言うことないんですけども。

○安達副会長 課税課が航空写真を撮るときに許可を得たということですか。

○米山緑政課長 そうです。

○安達副会長 課税目的に。

○米山緑政課長 そうですね。撮影をするということに対して、やはりどうして
も全域を写ってしまうということがあるかと思imasので、そのときに許可を
得ているかと思imas。

○安達副会長 課税課が撮る場合には、やっぱり守秘義務高いですからね。それ
も許可された一つの要因かもしれませんけれども。同じようにほかの課が利用
する場合に言えるかどうかというのは、また別問題のような気もしますけれど
も。そこはいかがでしょうか。

○立川会長 緑政課としてはなるべく正確な比率を求めたいということで、なる
べく解像度の高いものを要求されるというのもわかるんですけども。だから
心配なのは、外部に出てしまうと個人情報が入外へ漏れるということになります
ので、その業者さんとの間でしっかりそのところはガードしていただく必要
があると思imas。

ほかにどなたかいらっしゃいますか。よろしいですか。

○海原委員 事務局の方に、もう一回米軍には確認しておいたほうが良いような気はしますね。課税という目的と、それから緑政ということで。多分、横須賀なんかでも上から写真を撮ることは多分できないはずですね。解像度が低くても、と思うんですが。

○立川会長 ここは住宅ばかりですね。

○海原委員 住宅ですけれども、何が置いてあるか。米軍ですからね。

○森田委員 いや、でも意外とそれを写すこと自体はするなとも言えないのではないですかね。隠すべきところはちゃんと写されてもわからないようになっていのではないかという気もしますし。ただ、その許可をもらったという趣旨の確認は、もうちょっと確かに厳密にしたほうが良いかもしれないですね。目的と絡めての許可とか、別に写真自体、特に限定せずにするのかということですよ。

○立川会長 そうですね。写真自体だったら特に問題ないと思うんですけれども、課税のために撮ったものをほかの目的で使ったということで、米軍からクレームがつくとまずいので、そこをもう一度確認してください。

○米山緑政課長 わかりました。

○安達副会長 またちょっと細かいところはちょっとこの別添の一覧表なんですけど、もうこれは表のつくり方にもかかわるんですけれども、もともとのこの航空写真を保有している利用元、利用元の課がどこなのかというのをちゃんと明示しておいたほうが良いのではないかなと思います。利用先だけを書いてあって、利用元については、どこで保有している情報かということが書いていないと思うので。

○米山緑政課長 そうですね、はい。以後、気をつけます。

○矢島情報公開課長 そちらのほうは訂正しまして、また委員の方々に送付させていただきます。

○立川会長 それでは、そこを明記していただくということを条件に、よろしいでしょうか。ほかにご意見ございますか。

それでは、ご意見ございませんようですので、採決に入りたいと思いますが、今の条件を入れて、すなわち、どこの部門が持っているデータなのか、それか

ら米軍が写真そのものについて許可しているのかどうかを確認していただく。
この件を条件として裁定をとりたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。
ありがとうございました。

それでは確定いたしました。この答申書につきましては、後日事務局のほうから所管のほうへお渡しすることになりますので、もう少しお待ちください。
では、よろしくどうぞ。ご苦労さまでした。

【事務局付記】

議題中、米軍池子地域（住宅地域）の航空写真撮影について、撮影時に本市課税課が米軍側の許可を得た旨緑政課長より発言があった。会議終了後に、実際には許可を得ていなかったが、許可行為自体不要であった旨確認したと緑政課長からの発言訂正があった。

——緑政課退室——

○矢島情報公開課長 社会福祉課の職員の入室を先にさせていただいてもよろしいですか、次の議題の。

○立川会長 はい。

——社会福祉課入室——

○立川会長 それでは、議題の3、先ほど申し上げましたように、諮問第9号の審議に入りたいと思います。

（非公開）

では、次の議題に入ります。議題の4、平成27年度個人情報保護制度の運用状況について、これは報告になりますが、事務局のほうから報告をお願いいたします。

○矢島情報公開課長 それでは、お手元に配付しました資料3になりますが、平成27年度個人情報保護制度の運用状況についてをご覧ください。こちらは平成27年度1年間のものをまとめたものです。1の個人情報取扱事務の登録状況につきましては、平成26年度末に613件だったものが、平成27年度に登録33件、

抹消が11件ありましたので、結果、平成27年度末で635件になっております。

2の審議会への諮問状況につきましては10件です。5ページ、6ページが諮問の一覧で、昨年度当審議会でご審議いただいた内容、結果となっております。後ほど簡単にご説明させていただきます。

2ページ目の開示請求件数及び決定等の内訳につきましては、開示請求件数が5件で、その内訳は全部公開が6件、一部開示が1件となっております。4ページがその請求内容及び処理状況となります。こちらも後ほど簡単にご説明させていただきます。

4は請求の所管別内訳です。社会福祉課が1件、介護保険課が3件、警備第一課が1件となっております。

5は同一人による請求件数の内訳です。1件請求した方が5件と、同一人による複数の請求はありませんでした。

6は簡易開示の実施状況で、職員課が12件、介護保険課が1件、消防総務課が2件です。こちらは括弧書きにありますとおり、条例第18条に基づく特例開示請求です。

それから7の行政不服審査法に基づく不服申立て、8の条例に基づく不服申出等の状況は、それぞれゼロ件で、ありませんでした。

それから9の類型諮問に係る利用・提供の実施状況につきましては、こちらは条例第10条第1項第4号関係の平成26年10月7日付、当運営審議会答申に基づく報告となります。軽自動車税賦課事務に係る刑事訴訟法第197条第2項照会による提供が11件、道路交通法第51条の5第2項照会が318件となっております。

市営駐車場維持管理事務・放置自転車等対策事務に係る刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会はゼロ件でした。

それから防犯カメラ設置・管理運用事業に係る刑事訴訟法第197条第2項照会で、生活安全課が1件、市民協働課が2件、児童青少年課が1件提供がありました。

それから4ページに移りまして、10、請求内容及び処理状況につきましては、先ほど3の開示請求件数及び決定等の内訳でお話しさせていただきましたとおり、請求件数は5件です。ナンバー1の社会福祉課は全部開示となっております。

す。それからナンバー 2、警備第一課は一部開示で、請求者以外の個人情報
が非開示となっております。それからナンバー 3 の介護保険課は全部開示
ですが、主治医意見書及び審査会資料のうち、主治医意見書部分につ
きましては、主治医の確認調査のため延長となり、2 回に分けて決定
しております。それからナンバー 4、介護保険課は全部開示となってい
ます。それからナンバー 5、介護保険課は全部開示ですが、ナンバー 3
と同じく 2 回に分けて決定しております。

次に 5 ページをごらんください。11 の個人情報保護運営審議会への
諮問一覧ということで、昨年度は 10 件、当審議会へ諮問がありました。
内容的には記載のとおりですが、全て適当との答申をいただいております。
うち、ナンバー 6 につきましては、附帯意見付きの答申となりました。

7 ページがこちらの審議会の開催状況ということで、昨年度は 5 回
開催させていただきました。議題等につきましては記載しております
とおりです。

簡単でございますが、以上です。

○立川会長 ありがとうございました。

何かこの報告について、ご質問はありますでしょうか。

○安達副会長 ちょっと 1 点伺いたいのですが、4 ページの開示請求
の内容の中で、受け付けナンバーの 3 で見ていただくと、介護認定に係
る書類というので、認定調査票、主治医意見書、審査会資料が開示請
求されていますよね。それに対して 8 月 26 日付の決定では、認定調
査票及び審査会資料（主治医意見書を除いた部分）となっております
が、これでも全部開示なんでしょうか。

○内田情報公開係長 審査会資料の中に、主治医意見書部分がセッ
トで組み込まれています。

○安達副会長 含まれて、いる、いない。

○内田情報公開係長 います。審査会資料というのはもともと認定
調査のもととなる調査の結果と、それから主治医意見書のコピーの部
分が合わさっていますので、その部分はお医者さんの確認が必要なの
で、お医者さんの部分を抜いた部分だけが先に開示になったという、
ちょっとわかりにくい状況になっているんですけれども。

○安達副会長 そういうことですか。

○内田情報公開係長 はい。だからちょっとかぶっているんです。ただ、主治医意見書を。

○森田委員 写しがついているということなんですね。正確に言うと、審査会資料のうち、主治医意見書の写しを除いた部分ということ。

○内田情報公開係長 そういうことです。

○安達副会長 まず開示し、その後、9月3日付で、主治医意見書部分を開示したという、そういうことですか。

○内田情報公開係長 そういうことです。コピーと本書と。

○安達副会長 ちょっとわかりにくい表現で。

○内田情報公開係長 すみません。内容は変わりないです。どうしても医師の確認が必要なので、その部分だけタイミングがずれました。

○安達副会長 わかりました。

○立川会長 ほかにどうですか。ご質問ございますか。

○森田委員 これ3番と5番は、亡くなった父母に係る書類をお子さんが請求しているわけですね。この種の遺族からの請求への対応の仕方というのは、ちょっといろいろ考え方はあるようなんですが、逗子の場合は割と広くというか、どの範囲でこういうのを、要するに本人の情報として認めているのか。私は聞くような立場ではないのかもしれないけれども。この案件ではどう考えたのかなど。

つまり、割と狭く、具体的な損害賠償とか、その遺族固有の情報という条件で受け付けているところと、遺族であれば原則的にそういう本人性はあるだろうというような解釈ってあると思うんですけれども、その辺はどういった解釈になっているんでしょうか。

○矢島情報公開課長 ハンドブックの106ページ、107ページ。106ページの一番下のオの部分です。死者の情報ということで、死者の個人情報が開示請求者自身の情報であると考えられる情報等ということで、両者とも被相続人でご関係のわかる書類は出していただいております。

○森田委員 相続。

○矢島情報公開課長 相続人というよりはお子さんですね。親子関係のわかる。

○森田委員 ですから、①の中で、死者である相続人から相続した財産に関する

情報とか、相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報とか、そういう意味では一定の絞りはかけているので、その辺、どういうことで認めたのかなということなのですが。何らかそういった事情があったということですかね。

○矢島情報公開課長 ①からウ③のところ、どこに当てはめてという形ではないんですけども、過去の事例等を確認しまして、他市ですと逆に規則等で別に介護保険のほうで規定を設けているところもあるのと、あとは個人情報の規則の中で、きちっと書いてある市もあるようなんですが、うちはこの死者の個人情報ということで、この解釈のところに当てはめて。

○森田委員 どこに当てはめたのかなというところが確認できればと思ったのですが。

○内田情報公開係長 基本的には相続の関係で介護度をどうしても証明する必要、確認する必要があるということで、実のお子さんに当たる方が請求にいらっしゃるということが多いです。こちらとしては確かに親子であるという確認と、その点を確認した上での開示となります。

○森田委員 とりあえずは結構です。ちょっとやっていくといろいろ結構難しい問題が出てきそうなので。

○内田情報公開係長 基本的に自己情報でいったら、当然本人にしか出せないけれども、亡くなった方の場合だとちょっとケース・バイ・ケースで、悩んでしまう。

○森田委員 結構、問題になるし、自治体によって扱いが結構違ってもいるようなので、どういう解釈だったかなと思ったんですけども。

○内田情報公開係長 そうですね。今後の課題として残っているのが、例えば要介護が高くて、ご存命でいらっしゃるけれども窓口に来れないとか、そういう方の自己情報の請求になると、後見人に請求してもらって下さいとか、そういう形でしかお願いできないです。

○森田委員 その問題、その問題でまたあるわけですけども、ちょっと遺族の場合の立場というのも一つの問題ではありますので、ちょっと本筋ではないので、諮問等の関係では。一応問題の指摘だけで。

○矢島情報公開課長 こちらのほうも整理しまして、また。

○森田委員 はい、結構でございます。

○立川会長 ほかにどなたかこの報告について、ご質問。よろしいですか。

それでは、議題の5、その他に移ります。事務局、何かございましょうか。

○矢島情報公開課長 それでは、4点ほどございます。

1点目は現在の課題として、個人情報に係る目的外利用提供の過去の諮問に係る案件の整理がございます。平成4年4月の本条例施行時に、第6条、第8条、第10条の規定に基づく事案について、その都度諮問答申の手続をしなくても、目的外に提供・利用等ができるように、当審議会に類型及び個別諮問がなされ、その内容について適当と認めることで答申をいただいております。

平成4年から現在まで20年以上経過しまして、その間、機構改革等により所管課及び所掌事務が変更になっていることもありまして、本来はこの類型及び個別諮問につきましても、見直し修正をしなければいけなかったのですが、見直しができていない部分が見受けられます。登録簿等は修正等もしてきたのですが、そちらの記載方法なども含めまして、各所管においても一度見直し、事務局としまして精査をしまして、ご報告をしたいと考えております。

また、解釈・運用基準につきましても、今後整理をして、ご意見をいただきたいと考えております。最近の具体的な事例で申し上げますと、平成4年に類型に該当すれば、審議会に個別の諮問が不要な場合としまして、弁護士法第23条の2による弁護士会照会につきまして答申をいただいておりますけれども、所管課においてはこちらに当てはまるかどうかの判断や、諮問にかかる必要があるかどうかを判断することなくお断りをし、再度、弁護士会より照会がなされたケースがありました。

また、今回も諮問が1件ありましたが、刑事訴訟法第197条第2項に基づく警察からの個人情報に関する照会につきまして、本市では法令の規定に基づく提供には該当しないとの解釈ですので、他市との対応が違うことから、照会を受けた各所管で本市の規定、解釈等について、警察の担当者への説明に時間を要している状況も見受けられます。

一方、弁護士会照会と同じく、聞き取り等をせずにそのままお断りしているケースもあるようですので、各所管の解釈、運用、対応に少しばらつきがあるのではないかと当課のほうにおいても懸念しております。このあたりについて

も、過去の諮問の案件とあわせまして、他の自治体の現況も参考にしながら、また先生方のご意見をお聞きしながら、再整理できたらと考えております。

こちらの課題は内容が多岐にわたるため、ちょっと今回、書類のほうが用意できていないんですが、ある程度時間を要することとなりますので、今年度内にはぜひ整理ができたらと考えております。また、今後検討をどうぞよろしくお願いいたします。1点目は以上でございます。

続けてでよろしいでしょうか。

○立川会長 ええ。最後に一括してご質問を受けます。

○矢島情報公開課長 2点目につきましては、ハンドブックの作成報告になりますが、個人情報保護・情報公開ともに4月付で改訂させていただきました「個人情報保護ハンドブック」につきましては、昨年度まで本審議会におきましてもご審議いただきましたが、番号法施行及び行政不服審査法改正に伴う改訂が主になっております。

また、「情報公開ハンドブック」については、主に行政不服審査法改正に伴う改訂となっております。

「個人情報保護ハンドブック」につきましては、既に郵送させていただいております。「情報公開ハンドブック」については、お荷物になり大変申しわけありませんが、きょうお持ち帰りいただければと思っています。

それから3点目は日程調整になります。

(日程調整)

○立川会長 では、事務局からその他の報告事項がございましたが、何か全体的に質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、きょうの審議会はこれで終わらせていただきたいと思います。

どうもご苦労さまでございました。ありがとうございました。

午前10時58分閉会